

2 バリアフリー基本構想改定に向けた課題と考え方

2.1 改定の背景

(1) 交通バリアフリー法からバリアフリー法への改正（平成 18 年 12 月施行）

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

■主な変更点

- ・対象者の拡充 : 身体障害者からすべての障害者に拡大
- ・対象施設の拡充 : 建築物、路外駐車場、都市公園、福祉タクシー
- ・制度の拡充 : 重点整備地区を、旅客施設を含まないエリアまで拡充
- ・当事者参加 : 基本構想策定時の協議会制度を法定化
- ・ソフト施策の充実 : スパイラルアップ及び心のバリアフリーを促進

■バリアフリー基本構想で定める事項

- 一 重点整備地区の位置及び区域
- 二 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
- 三 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
- 四 前号に掲げる事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

(2) 交通政策基本法における妊産婦や乳幼児同伴者のための施策の位置づけ
(平成 25 年 12 月施行)

■高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動のための施策（第 17 条）

国は、高齢者、障害者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの及び乳幼児を同伴する者が日常生活及び社会生活を営むに当たり円滑に移動することができるようにするため、自動車、鉄道車両、船舶及び航空機、旅客施設、道路並びに駐車場に係る構造及び設備の改善の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(3) 障害者差別解消法の制定（平成 25 年 6 月制定、平成 28 年 4 月施行予定）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

■社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備（第 5 条）

行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

(4) オリンピック・パラリンピック東京大会を契機としたユニバーサル社会の実現にむけた施策の推進（平成 27 年 8 月 21 日 国土交通省発表）

■チーム・ジャパンで取り組むバリアフリー・ユニバーサルデザイン施策（概要）

- 大会の円滑な運営のため、羽田・成田空港からのアクセスルート等を中心に、より充実したバリアフリー化を実現
- ICT等を活用した情報案内など[東京の最先端のユニバーサルデザイン化](#)を通じ、超高齢社会の課題解決先進国としての日本をアピール
- 大会の開催効果を全国に波及させるため、また、地方創生の観点を踏まえ地方の主要な観光地等のバリアフリー化を推進

2.2 現基本構想の状況

○特定経路：4.64km、準特定経路：9.34km 準特定経路の延長が特定経路延長の約 2 倍

○特定事業：公共交通、交通安全の事業は進められているが、道路等で未完了事業あり

特定事業の対象	実施状況	備考
道路特定事業・ その他事業	引き続き事業 推進が必要	84 事業中、事業未完了は 15 事業 (事業完了は 53 事業、継続的事业が 16 事業)
公共交通特定事業	ほぼ完了	J R 板橋駅におけるエレベーター等の設置が未完了
交通安全特定事業	完了	

○心のバリアフリー：位置づけていない

○スパイラルアップ：フォローアップとして位置づけ

○進行管理：年 1 回実施

2.3 北区におけるまちづくり等

バリアフリー基本構想に係る北区のまちづくりや福祉計画等について以下に示します。

(1) 北区都市計画マスタープラン

北区では、「次世代に継承する快適で魅力あるまち北区」をまちづくりの基本理念として、「北区都市計画マスタープラン 2010」を策定し、魅力ある都市としてさらに成熟していくため、環境への取り組みや活力あるまちづくり等を充実していきます。

[主な内容]

- 目標：概ね 15-20 年後（2025-2030 年）
- 行政と区民の協力による「協働のまちづくり」のための基本書
- 安全・快適なバリアフリー・ユニバーサルデザインの生活環境づくりをめざす
- にぎわいの拠点（4 地区）の設定：拠点性の強化を図っていくべき北区の中心的な駅周辺

(2) 主なまちづくり関連事業

○王子駅周辺まちづくりグランドデザイン

王子駅周辺において、独立行政法人国立印刷局王子工場用地の一部取得に係る協議を進めるとともに、業務機能、歴史・文化機能、商業機能の強化を図り、「北区の中心的拠点」として整備していくことやバス、自動車の交通動線のスムーズ化を検討し、また、歩行者空間の改善などの総合的なまちづくり方針を示すため、王子駅周辺まちづくりグランドデザインを策定します。

○赤羽駅東口地区まちづくり

商業施設の高度利用や地域の環境改善など、地域特性を活かした市街地活性化を目指す地域に愛着を持った住民主体のまちづくり活動を支援し、赤羽駅東口地区を賑わいがあり、将来にわたり住み続けることができるまちとするための持続可能なまちづくりを誘導します。

○十条駅西口地区市街地再開発事業

十条駅西口地区の土地の有効活用、防災性の向上、公共施設整備（北区画街路第7号線・十条駅西口地下自転車駐車場・補助第73号線・補助第85号線）を図り、地域の玄関口にふさわしい「にぎわいの拠点」を形成します。

○十条駅付近立体交差化

JR埼京線と道路を立体交差することにより十条駅付近6カ所の踏切を除却し、渋滞の解消と安全性の向上、及び東西市街地の一体化を図ります。また、鉄道沿い東側に、鉄道立体化と一体的に主要生活道路（駅前の広場空間を含む）を整備して、十条駅付近沿線区域（十条駅東側）における駅などへのアクセスの向上や防災性の向上など、沿線地域の利便性や安全性を高めます。

○住宅市街地総合整備事業（赤羽台周辺地区）

赤羽台団地の建て替えにあわせ、周辺の道路・公園等の公共施設整備を総合的に行い、都市機能の更新や市街地環境の改善、良質な都市型住宅の供給を進めます。

(3) 福祉関連計画

○北区地域保健福祉計画[平成19年度～28年度]（平成19年3月）

「北区基本計画2005」における保健や福祉の基本目標を理念として、個別に策定している高齢者、障害者、子ども、健康づくり等の個別の保健福祉部門計画に共通する地域保健福祉推進の理念を相互につなぐとともに、各計画の施策が地域において、より効果的に展開されるよう、取り組みの方向性を理念的に示したものとして策定しています。

- ・基本理念：「健やかに安心してくらせるまちづくり」～ はぐくもう！地域の福祉力～
- ・目 標：
 - 1 健康でいきいきとした地域社会づくり
 - 2 とともに支えあう地域社会づくり
 - 3 安心して自立した生活が送れる地域社会づくり
- ・施策の展開：（9）地域で安心して暮らせる環境の整備

○高齢者保健福祉計画[平成 25 年度～29 年度]（平成 25 年 3 月）

すべての高齢者を対象とした高齢者施策の総合的な指針となる基本計画で、超高齢社会の到来を見据え、高齢者が地域で安心して暮らせる体制の整備を目的としています。

- 基本理念：健やかに安心して暮らせるまちづくり
- 基本目標：1 健康づくり・介護予防の推進
- 2 社会参加の促進
⇒バリアフリーの促進 ①生活環境のバリアフリー ②こころのバリアフリー
- 3 高齢者の見守り・地域ささえあいの推進
- 4 地域包括ケアシステムの推進
- 5 安全・安心な生活の確保

○北区障害者計画[平成 27 年度～32 年度]・第 4 期北区障害福祉計画[平成 27 年度～29 年度]（平成 27 年 3 月）

北区障害者計画は、北区における障害者施策を総合的、計画的に推進するための指針で、障害者施策に関わる基本的な計画です。北区障害福祉計画は、平成 27 年度から平成 29 年度の期間における障害福祉サービス等の地域生活に必要なサービス量の見込みとその確保策を定めた計画です。

- 基本理念：一人ひとりを大切に、ともに生きる地域社会をめざして
- 基本目標 1：自分らしく生き生きと暮らすために
- 基本目標 2：安心して地域で暮らすために
- 基本目標 3：ともに支えあう地域社会をめざして
- 施策目標 1：福祉のまちづくりの推進
⇒バリアフリーのまちづくりの推進
- ① 公共施設、建物等のバリアフリー化の推進
- ② 民間施設、建物等のバリアフリー化の推進
- ③ 交通バリアフリー化の推進
- ④ バリアフリー基本構想の策定
- ⑤ 福祉のまちづくりへの理解の推進
- ⑥ 移送サービスの実施

(4) その他関連計画等

○北区観光振興プラン[平成 27 年度～32 年度] (平成 27 年 3 月)

北区の観光振興を区民、事業者、行政が一体となって推進していくための取組みの方向性、考え方を示すものとして、行政の取り組む施策のみを示した行政計画ではなく、区民や事業者などが必要に応じて一緒に取り組む計画として策定しました。なお、プランの基本戦略 5 において、誰もが安心して観光を楽しめるような環境づくりを進めていくこととしています。

基本戦略 5〔みんなで育て支える観光〕北区の観光力を高める

戦略 5-1 ユニバーサルな観光を推進する

施策②誰でも楽しめる観光の推進

高齢者や子ども、身体の不自由な人も安心して楽しい時間を過ごせる環境づくりを進めていきます。例えば、段差の解消など、公共空間におけるバリアフリー環境を向上させていきます。

○区内スポーツ施設等バリアフリー化の推進

2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えて、障害者や高齢者がスポーツに参加しやすい環境を整備するため、パラリンピック出場選手等から構成される「区内スポーツ施設等バリアフリー化検討会」を設置して調査・検討を行い、スポーツをする障害者の視点からスポーツ施設共通の改善点等を整理しました（検討会最終報告：平成 27 年 9 月）。

この検討結果を区内スポーツ施設等の整備における指針として活用し、バリアフリー化を推進します。

・スポーツ施設利用上の 3 つのバリア：

1 設備のバリア（施設内に段差がある、手すりが適切に設置されていない等）

2 アクセスのバリア（点字ブロックが適切に設置されていない等）

3 施設運営のバリア（施設管理者に障害者スポーツへの理解が進んでいない等）

・「区内スポーツ施設等バリアフリー化検討会」における検討内容：

実際にスポーツ施設を利用する障害のあるアスリートとしての視点を最重要視し、現地調査によりバリアの所在を明確化するとともに、個々のバリアへの効果的・効率的な対応策を検討することで、スポーツ施設の改修計画（設備・アクセス）や施設運営面の改善（理解・意識向上、サポート体制の整備等）に繋げる。

2.4 改定に向けた課題

- (1) 対象者：多様な利用者に留意した基本構想の改定
 - 高齢者や身体障害者の移動円滑化に加え、精神障害・知的障害・発達障害者、外国人、乳幼児同伴者の移動等円滑化に向けた基本構想の充実が必要です。
- (2) 対象施設：建築物等の特定事業追加と未完了事業の継続的位置づけ
 - 建築物、都市公園、路外駐車場、福祉タクシーにおける特定事業の追加が必要です。
 - 現基本構想に位置づけられた事業のうち、未完了事業の継続的位置づけが必要です。
- (3) 対象エリア：重点整備地区の再評価と全体的な考え方の再整理
 - 現基本構想における重点整備地区の評価方法について、バリアフリー法や社会的背景を考慮した再評価を行い、重点整備地区の考え方の再整理が必要です。
 - 重点整備地区以外におけるバリアフリー推進が必要です。
- (4) ソフト施策：心のバリアフリー（コミュニケーションを含む）の推進
 - 区民一人ひとりの心のバリアフリーに向けた広報・啓発・教育活動や実践等が必要です。
 - 情報制約者に対するコミュニケーションのバリアフリー化の推進が必要です。
 - 施設設置管理者が実施する事業における心のバリアフリー推進が必要です。
- (5) ソフト施策：確実な事業推進を図るためのスパイラルアップの仕組みづくり
 - 基本構想策定後の推進管理も見据えた仕組みづくりが必要です。
 - 事業推進段階における区民や当事者参加が必要です。
- (6) まちづくり：まちづくりと連携した効果的なバリアフリー基本構想への改定
 - 都市計画マスタープランに位置づけられている拠点の機能の強化を図る地区の設定が必要です。
 - まちづくりに係る事業等の機会を捉えた一体的なバリアフリー化の推進が必要です。

2.5 改定の考え方

(1) 区の基本的な考え方

先に示した改定に向けた課題を踏まえ、今後、協議会や区民部会で議論を行い、基本構想の改定を行います。基本構想の改定に向け、区の考えを以下に示します。

バリアフリー法に基づく基本構想改定に向けた区の基本的な考え方

- ① 誰もが利用しやすい生活環境づくりを目指した基本構想とします。
- ② 概ね 10 年後（平成 37（2025）年度）を目標とします。
- ③ まちづくりを進める上で効果の高い重点整備地区を定めます。
- ④ 重点整備地区においては実現性の高い具体的な特定事業を定めます。
- ⑤ 区全体におけるバリアフリー推進の考え方を示します。
- ⑥ 心のバリアフリーの推進に向けた具体的な事業や協働による取り組みの方向性を示します。
- ⑦ 段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）に向け区民参加による推進方法を示します。

(2) 現基本構想の構成と改定基本構想の構成 (案)

現基本構想	⇒	新・北区バリアフリー基本構想の構成
第1章 基本構想策定にあたって	⇒	第1章 基本構想改定にあたって
1. 基本構想策定の趣旨	⇒	1. 基本構想改定の趣旨
	新	2. これまでの取組
2. 基本構想の位置付	⇒	3. 基本構想の位置づけ
3. 基本構想の目標年次	⇒	4. 基本構想の目標年次 ✓ 目標年次：平成37年度
第2章 北区交通バリアフリー全体構想	⇒	第2章 北区交通バリアフリー全体構想
(1)交通バリアフリーの意義	⇒	(1)交通バリアフリーの意義
(2)交通バリアフリーの目標	⇒	(2)交通バリアフリーの目標 ✓ 建築物・駐車場に関する内容、心と情報のバリアフリー視点の追加
(3)交通バリアフリー基本構想策定にあたっての留意事項	⇒	(3)交通バリアフリー基本構想改定にあたっての留意事項 ✓ 交通政策基本法や障害者差別解消法、オリンピック・パラリンピックの視点や区のまちづくり関連事業の反映
	新	(4)区全体のバリアフリー化の基本方針 ✓ 重点整備地区におけるバリアフリー化の推進 ✓ 区全体におけるバリアフリー化の推進
(4)重点整備地区に関する基本的な事項	⇒	(5)重点整備地区に関する基本的な事項 ✓ バリアフリー法への変更点の反映
(5)特定事業に関する基本的な事項	⇒	(6)特定事業に関する基本的な事項 ✓ 建築物等に関する事項の追加 ✓ 法の「移動等円滑化に関する事項に相当」
(6)その他交通バリアフリーの促進に関する事項	⇒	(7)その他交通バリアフリーの促進に関する事項 ✓ スパイラルアップの仕組み明記 ✓ 心のバリアフリー等の視点の追加
(7)重点整備地区の評価方法	⇒	(8)重点整備地区の評価方法 ✓ 再評価・現状に合った評価軸に改善
	新	(9)重点整備地区基本構想策定の進め方
第3章 駅周辺交通バリアフリー基本構想	⇒	来年度以降に地区別に策定
第4章 交通バリアフリー事業のフォローアップ	⇒	第3章 交通バリアフリー事業のスパイラルアップ ✓ バリアフリー法という言葉にあわせて変更 ✓ 段階的かつ継続的な発展に向けた推進方法を明記